



令和7年度 大阪市職員（臨床心理職員）採用選考要綱

令和7年4月4日
こども青少年局・福祉局

選考の主な変更点

- ・受験資格に学歴要件及び専門資格要件を追加します。

大阪市が求める人材像

高い志を持ち、多様な価値観を理解し、チャレンジ精神あふれる自律的な人材

申込み受付期間	4月21日(月)から5月22日(木)まで《5月22日(木)消印有効》
第1次選考日	6月15日(日)

1 選考区分、採用予定者数、受験資格、採用予定日

選考区分	採用予定者数	受験資格	採用予定日
臨床心理職員 [大学卒程度]	20名程度	次の①及び②、又は①及び③を満たす方 ①昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ②学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて令和8年3月までに卒業見込み（既卒含む）の方又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める方 ③公認心理師資格を有する方又は採用予定日までに取得する見込みの方	令和8年4月1日

- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。
- 上表の受験資格を満たす方がこの選考を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号（4ページ参照）に該当する方は受験できません。

2 選考日時・場所、選考方法、選考内容

選考	日時・場所	選考方法	選考内容
第1次選考	令和7年6月15日(日) 集合時刻、選考会場（大阪府内）は、 受験票に記載して通知します。	専門試験 [主として記述式] (90分)	心理に関する専門知識などを問います。
第2次選考	令和7年8月15日(金)（予定）	口述試験	個別面接を行います。

- 第1次選考合格者には、口述試験の参考資料とするための「面接カード」を提出していただきます。
- 第2次選考の日時・場所及び提出書類の詳細は第1次選考の合格発表日（3ページ参照）に大阪市ホームページに掲載します。

3 受験手続

下記の必要書類を申込み受付期間終了までに簡易書留等により提出先へ送付してください。なお、簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。（※持参は不可）

<p>【申込み受付期間】 令和7年4月21日(月)から令和7年5月22日(木)まで《5月22日(木)消印有効》</p>
<p>【必要書類】</p> <p>(1) 大阪市職員採用申込書（所定の用紙に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真を貼付すること） ※大阪市のホームページからダウンロードしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>大阪市トップページ > 市政 > 職員等採用 > 職員採用 > その他専門職など > 令和7年度 大阪市職員（臨床心理職員）を募集します</p> </div> <p>(2) 受験資格を確認できる書類 ※受験資格（1ページ参照）の②又は③を確認できる書類を提出してください。 ※②に当てはまる方は、最終学歴の卒業証明書（卒業見込みの場合は、卒業（見込）証明書）及び学業成績証明書を提出してください。最終学歴が大学院の方は、大学院に加えて、大学の卒業証明書及び学業成績証明書も提出してください。 ※③に当てはまる方は、公認心理司登録証の写しを提出してください。なお、取得見込の場合は不要です。</p> <p>(3) 返信用封筒（受験票等を送付しますので、定形長形3号に110円切手を貼り、郵便番号、住所、氏名を記載してください。） ※現住所を記入した返信用封筒及び切手の貼付がない場合は受験票等を発送しませんので、必ず同封してください。</p>
<p>【提出先】 大阪市子ども青少年局企画部総務課（人事グループ） 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 市役所2階</p>
<p>【受験票の交付】 受験票は、受験資格等を審査の上、6月10日(火)までに到着するよう発送する予定です。 6月11日(水)までに受験票が届かない場合には、必ずお問い合わせください。</p>

- 障がい等により、点字による受験、音声パソコンの併用、手話通訳による受験などの配慮を希望される場合は、申込み前に必ず大阪市子ども青少年局企画部総務課までご連絡ください。受験上の配慮については一定の条件があり、障がい者手帳や医師の診断書等の確認書類を提出していただく必要があります。なお、申込み受付期間終了後は、配慮希望の申し出は受け付けられません。
- 受験時の注意事項等については、受験票交付時にお知らせします。

4 合格者の決定

選考	決定方法
第1次選考	第1次選考の結果を総合的に判定して決定します。
第2次選考	第2次選考の結果を総合的に判定して決定します。※

※前段階の選考の成績は加算しません（同点により合格者を決めがたいときは、第1次選考の結果で判定することがあります。）。

- 選考方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に満たない場合は、他にかかわらず不合格とします。
- 選考方法のうち、棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、受験を辞退したものとみなし、選考の採点は一切行いません。

5 合格発表

選考	発表日（予定）	発表方法
第1次選考	令和7年7月18日（金）	合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載します。なお、合否にかかわらず個別の通知は行いません。 ※合格発表と併せて、第2次選考の日時・場所及び提出書類の詳細を大阪市ホームページに掲載しますので、合格者は必ずご確認ください。
第2次選考	令和7年8月29日（金）	合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載するほか、合格者本人あて通知します。なお、不合格の通知は行いません。

6 合格から採用まで

- ① 最終合格者は、令和8年4月1日の採用予定で、大阪市職員（地方公務員）となります。
- ② 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。
- ③ 日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。
- ④ 営利企業等への従事は原則として認められませんので、採用日までに退職していただく必要があります。
- ⑤ 令和7年4月1日現在の初任給（地域手当（給料月額16%）を含む。）は、行政職給料表1級適用として、240,004円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。詳細は、「職員の給与に関する条例」や「職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則」等に定められています。

7 従事する職務等

職務内容	主な配属先
児童等への心理判定業務や心理療法業務、療育手帳判定業務、障がいや精神保健福祉・乳幼児に関する相談業務等	こども青少年局福祉局など

- 上表の職務内容・主な配属先は、今後の事業計画等により変更することがあります。

公務員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない方は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

日本国籍を有しない方は、「外国人職員の従事する職に関する規則」等の定めるところにより、「外国人職員」として、次の①及び②以外の職に就きます。

- ① 公権力の行使に該当する業務を行う職（住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職）
- ② 公の意思の形成への参画に携わる職（行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職）

上記の外国人職員が従事する職務の詳細については「外国人職員の従事する職に関する要綱」等に定められています。

8 備考

- ① この選考において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ③ この選考において大阪市が収集した個人情報は、職員採用事務の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- ④ 大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

- 2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

（参考）令和6年度 職員採用選考実施状況

選考区分	受験者数（名）	合格者数（名）
臨床心理職員 [大学卒程度]	44	14

この選考についての問合せは

大阪市子ども青少年局企画部総務課（人事グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 市役所2階

Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線
「淀屋橋」下車 1号出口北すぐ
京阪電車中之島線
「大江橋」下車 6号出口東すぐ

電話番号 06-6208-8117

開庁時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

《大阪市職員採用選考の受験申込にあたって》

大阪市職員採用選考は、皆さんの受験申込によって選考の準備が進められます。申込みをした方は受験して下さるようお願いいたします。